

## 一般財団法人 Ruby アソシエーション 協賛会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第45条第2項の規定に基づき、一般財団法人Rubyアソシエーション(以下「本財団」という。)の協賛会員(以下「会員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の資格)

第2条 本規程に基づく会員とは、本財団がRubyの普及、発展を目指し取り組む公益性が高いと認められる事業に賛同し、且つ公序良俗に反しない法人、任意団体、又は個人とする。

2 前項に規定する者は、本財団理事長の承認を得て会員となる。

### (実施事業)

第3条 前条に規定する公益性が高いと認められる事業とは、本財団が実施する以下の各号に掲げる事業とする。

(1) Ruby 及びその周辺技術の開発支援事業

- ・公募型開発プロジェクト
- ・Ruby安定版の保守業務の委託

(2) Ruby に関する情報発信事業

(3) Ruby 技術者認定試験事業

(4) 事業者認定事業

- ・Ruby アソシエーション認定システムインテグレータ制度
- ・Ruby アソシエーション認定サポートサービス制度
- ・Ruby アソシエーション認定クラウドサービス制度
- ・Ruby 技術者認定推進校プログラム

(5) 認定事業者支援事業

(6) Ruby 標準維持事業

(7) その他、Ruby の普及、発展を目指し取り組む事業

### (会員種別、会費)

第4条 会員は、以下各号の種別に応じて、入会するとき、及び以後毎年度に年会費を納めなければならない。なお、年会費は、4月を開始月として、一口10万円とする。

(1) Platinum Sponsor 5口以上

(2) Gold Sponsor 2口以上

(3) Silver Sponsor 1口以上

2 初年度の年会費は、入会申込日が10月1日から翌年の3月31日までの場合は、前項で規定する年会費の10分の6とする。

### (名称、及びロゴの使用)

第5条 会員は、本財団協賛会員であることを表示するという目的に限り、「一般財団法人Rubyアソシエーション協賛会員」という名称、及び、本財団より送付されたロゴを使用することができる。

### (会員の申込)

第6条 第2条第1項で規定する者(以下「申込者」という。)が会員となるには、本規程を必ず熟読し、その内容に同意すること。

2 申込者は、会員の申込によって、本規程の内容に同意したものとみなす。

3 会員の申込は、別に定める「一般財団法人Rubyアソシエーション協賛会員申請書」(以下、「申請書」)に沿って必要事項を記入し、当該申請書を本財団事務局まで送付すること。なお、記入した個人情報を含む情報の管理については、別に定める「一般財団法人Rubyアソシエーション協賛会員制度個人情報取扱規約」に規定する通りとする。

4 本財団の理事長が申込者を会員として承認し、且つ当該年度の会費の入金を確認したときに、申込者は会員となったものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を享受することができる。

(1) Platinum Sponsor

- ①本財団の公式サイトで会員名、指定バナー（サイズ大）を表示、及び指定サイト（1つ）にリンクすることができる。
- ②会員紹介ページを利用することができる。
- ③本財団との共同プレス権を1年度に2回まで利用することができる。
- ④本財団が実施する有料セミナーの開催ごとに、口数分の人数が無料参加できる。
- ⑤本財団のメーリングリストに、1年度に口数分の情報提供をすることができる。
- ⑥第3条第4号に規定する事業者認定事業の年間登録料について、年間20万円又は必要となる年間登録料のどちらか低い金額を上限として、登録料の割引を受けることができる。

(2) Gold Sponsor

- ①本財団の公式サイトで会員名、指定バナー（サイズ中）を表示、及び指定サイト（1つ）にリンクすることができる。
- ②本財団が実施する有料セミナーの開催ごとに、口数分の人数が無料参加できる。
- ③本財団のメーリングリストに、1年度に口数分の情報提供をすることができる。
- ④第3条第4号に規定する事業者認定事業の年間登録料について、年間10万円又は必要となる年間登録料のどちらか低い金額を上限として、登録料の割引を受けることができる。

(3) Silver Sponsor

- ①本財団の公式サイトで会員名、指定バナー（サイズ中）を表示、及び指定サイト（1つ）にリンクすることができる。
- ②本財団が実施する有料セミナーの開催ごとに、口数分の人数が無料参加できる。
- ③本財団のメーリングリストに、1年度に口数分の情報提供をすることができる。
- ④第3条第4号に規定する事業者認定事業の年間登録料について、年間5万円又は必要となる年間登録料のどちらか低い金額を上限として、登録料の割引を受けることができる。

2 前項各号に規定する指定バナー、及び指定サイトとは、会員の公式サイトなど会員との関係が明らかであり、公序良俗に反しないものとする。

(会員資格の更新)

第8条 会員は、当該年度末日までに書面にて会員種別の変更、又は退会の意思表示をしない限り、翌年度以降も自動的に当該年度の同種別の会員資格を更新したものと見なされる。

(除名)

第9条 各会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく年会費を2年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、理事長は当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(復帰)

第10条 前条の規定に従って除名された会員は、その時点で在職する理事の過半数の賛成をもってのみ復帰される。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会通知を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の改正)

第12条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年12月7日より施行する。(平成23年12月7日理事会議決)